

地方財政の歳出効率化に向けて 「見える化」データベースを用いた試みの分析

政策調査部上席主任研究員

野田彰彦

03-3591-1309

akihiko.noda@mizuho-ri.co.jp

- 2月に閣議決定された2017年度地方財政計画では、約7兆円の地方の財源不足を穴埋めするために様々な補てん策が講じられた結果、地方の一般財源は目標の「前年度と同水準」が確保された
- 地方の基礎的財政収支は黒字であるが、これはそもそも財政赤字が国にさや寄せされる構造になっているからであり、地方に財政健全化努力が求められないわけではない
- 内閣府の「見える化」データベースを使って回帰分析したところ、生産年齢人口が多く、経済力が強く、コンパクトシティ化が進む地域ほど財政の効率性が高いことを示唆する結果が得られた

1. はじめに

安倍政権は2020年度までに国と地方を合わせた基礎的財政収支（PB）の黒字化を目指しているが、その目標達成は非常に厳しいとみられている。今年1月に内閣府が公表した最新の試算によると、名目3%以上、実質2%以上の経済成長率を想定し、かつ19年10月の消費税率10%への引き上げを織り込んだ「経済再生ケース」でも、20年度における国・地方のPBの対GDP比は▲1.4%（▲8.3兆円）と見込まれている。ただ、国と地方では数字でみた財政状況が大きく異なっている。15年度のPB対GDP比は国が▲3.6%（▲19.0兆円）と大幅な赤字なのに対し、地方は+0.6%（+3.2兆円）と黒字である。20年度の見通しについても、国が▲2.2%（▲13.2兆円）である一方、地方は+0.8%（+4.9兆円）と黒字を維持する姿が示されている。

しかしながら、このことは、地方が財政改革に消極的であって良いことを示しているわけでは全くない。地方財政が黒字となっているのは、地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であること、さらには国から地方へ配分される地方交付税が国のPB対象経費に含められていることなど、そもそも財政赤字が国にさや寄せされる構造になっているからである。

したがって、財政健全化の観点からすると、地方も行財政改革を怠らずに進め、国から地方に移転される財源や地方歳出の規模を中長期的に抑制させていくことが求められる。15年に策定された現行の財政健全化計画（正式名称は「経済・財政再生計画」）においても、公共サービス等に関する情報の「見える化」の推進や、行財政改革の取り組み等で頑張っている地方を支援する仕組み作りなどを通じて、地方の歳出効率化につなげる方向性が示されている。

そこで本稿では、まず国の2017年度予算案の編成と連動して策定された17年度地方財政対策および地方財政計画について概要を解説する。その上で、地方の財政効率化に向けた基礎的インフラとして内閣府が昨年整備した「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」を活用して、地方

財政に係る簡単な計量分析を行い、地域の経済力や人口、行財政改革への取り組みなどの諸要素と地方財政の効率性との関連性について考察することとしたい。

2. 実質的に前年度と同水準が確保された地方の一般財源

国の次年度予算案の編成作業とタイミングを合わせて、毎年末に政府（総務省）は、約1,700に上る地方公共団体を総体としてみた場合の次年度の標準的な歳出・歳入見込額を示すとともに、地方公共団体の財源確保策を講じる「地方財政対策」をまとめる。そして、この地方財政対策の数値を確定させた「地方財政計画」が翌年2月に閣議決定の上、国会提出されることとなっている。

17年度の地方財政対策をめぐっては、交付税特別会計（正式名称は「交付税及び譲与税配布金特別会計」）における前年度からの繰越金（16年度には約1.3兆円）が見込めなくなるなど「近年にない大変厳しい状況」（高市総務大臣）であったなか、地方公共団体が安定的な財政運営を行えるよう、使途があらかじめ特定されない地方の一般財源の総額を前年度と実質的に同水準確保することが最優先課題とされた。16年12月19日には、総務大臣と財務大臣の折衝において17年度地方財政対策に関する合意がなされ、その後17年2月7日には、これをベースとした17年度地方財政計画が閣議決定されるに至った。

今回の地方財政計画を歳出面からみると、復旧・復興事業等に係る歳出入（東日本大震災分）を除く「通常収支分」の歳出総額は86兆6,198億円の見込みで、前年度比+8,605億円（+1.0%）となった（図表1）。このうち、公債費や不交付団体水準超経費¹等を除く地方一般歳出の規模は70兆6,333億円（前年度比+1.0%）である。歳出の内訳としては、給与関係経費が20兆3,209億円（同▲0.0%）、一般行政経費が36兆5,590億円（同+2.1%）、投資的経費が11兆3,570億円（同+1.4%）などとなっている。

図表1 2017年度地方財政計画の歳入歳出一覧（通常収支分）

(歳入)	金額 (億円)	前年差		(歳出)	金額 (億円)	前年差	
		(億円)	(%)			(億円)	(%)
地方税	390,663	+3,641	(+0.9)	給与関係経費	203,209	▲65	(▲0.0)
地方譲与税	25,364	+1,042	(+4.3)	一般行政経費	365,590	+7,659	(+2.1)
地方特例交付金	1,328	+95	(+7.7)	補助分	197,809	+7,805	(+4.1)
地方交付税	163,298	▲3,705	(▲2.2)	単独分	140,213	▲161	(▲0.1)
国庫支出金(*)	135,386	+3,202	(+2.4)	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	0	(0.0)
地方債	91,907	+3,300	(+3.7)	重点課題対応分	2,500	0	(0.0)
通常債(*)	43,555	+728	(+1.7)	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1,950	▲2,500	(▲56.2)
臨時財政対策債	40,452	+2,572	(+6.8)	公債費(#)	125,902	▲2,149	(▲1.7)
財源対策債(*)	7,900	0	(0.0)	維持補修費	12,621	+423	(+3.5)
使用料・手数料(*)	16,184	▲63	(▲0.4)	投資的経費	113,570	+1,524	(+1.4)
雑収入(*)	42,370	+727	(+1.7)	公営企業繰出金	25,256	+113	(+0.4)
復旧・復興事業一般財源充当分	▲77	+2	(▲2.5)	企業債償還費普通会計負担分(#)	15,863	▲42	(▲0.3)
全国防災事業一般財源充当分	▲225	+364	(▲61.8)	不交付団体水準超経費(#)	18,100	+3,600	(+24.8)
合計	866,198	+8,605	(+1.0)	合計	866,198	+8,605	(+1.0)
一般財源[合計-(*)]	620,803	+4,011	(+0.7)	(水準超経費を除く)	848,098	+5,005	(+0.6)
(水準超経費を除く)	602,703	+411	(+0.1)	地方一般歳出[合計-(#)]	706,333	+7,196	(+1.0)

(注) 前年差は、2016年度当初予算対比の増減額および増減率。

(資料) 総務省「平成29年度地方財政計画の概要」等より、みずほ総合研究所作成

安倍政権が推し進める重点政策に係る特別枠などについては、地方創生への取り組みを支援する「まち・ひと・しごと創生事業費」に前年度と同額の1兆円が充てられたほか、地方公共団体への情報システムの導入推進や森林吸収源対策などに向けた「重点課題対応分」にも前年度と同じ2,500億円が計上された。一方、リーマン・ショック後に雇用対策等のために臨時措置として設けられた特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」は、平時モードへの切り替えを図るために1,950億円と大幅な減額（同▲56.2%）となったが、公共施設の適正管理や一億総活躍社会の実現に向けた歳出がこの減額分と同じ規模で別途確保された。また、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実分」（国と合わせた公費ベースで1兆8,388億円）や、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材の処遇改善等（公費1,913億円）についても、所要の財源が充当されこととなった。

歳入面をみると、地方の一般財源（通常収支分）の総額は62兆803億円（前年度比+0.7%）で、地方公共団体や総務省が優先課題として目指してきた「前年度と実質的に同水準」は達成される格好となった。その主な内訳は、地方税が39兆663億円（同+0.9%）、地方譲与税が2兆5,364億円（同+4.3%）、地方交付税が16兆3,298億円（同▲2.2%）、臨時財政対策債²が4兆452億円（同+6.8%）などとなっている。一般財源以外には、地方債（通常債）が4兆3,555億円（同+1.7%）発行されるほか、国庫支出金として13兆5,386億円（同+2.4%）が計上された。一般財源とその他財源を合計した歳入総額は、歳出総額と同じ86兆6,198億円である。

このように、地方財政計画では歳入と歳出が最終的にバランスする姿となっているが、その策定プロセスにおいては、特別な措置を講じないと仮定した場合の歳入見込額と歳出総額とのギャップが「財源不足」として認識され、その補てん策が検討される³。17年度について想定された財源不足は、前年度に比べ約1.4兆円増の6兆9,710億円であった（図表2）。前述したように、前年度には約1.3兆円あった交付税特別会計の繰越金がゼロと見込まれたことが大きく響いている。

図表2 2017年度地方財政計画における財源不足とその補てん策（単位：億円）

歳出 (866,198 億円)	歳入 (866,198 億円)	交付税特別会計 借入金償還・支払利子	財源不足
	ギャップ 63,890	5,820 億円	69,710 億円
給与関係経費 203,209	地方税 390,663	56,409 各種の補てん措置 財源対策債の発行 7,900 地方交付税の既往法定分加算等 6,307 交付税特別会計の剰余金の活用 3,400 地方機構の準備金の活用 4,000 交付税特別会計借入金の償還繰延 1,000 臨時財政対策債の発行(既往債の償還分) 33,802 国と地方が折半負担する財源不足 13,301 国の負担: 地方交付税の増額 6,651 地方の負担: 臨時財政対策債の発行 6,651	
一般行政経費 365,590	地方譲与税 25,364		
補助分 197,809	地方交付税法定率分 (地方法人税含む) 147,760		
単独分 140,213	地方特例交付金 1,328		
まち創生事業費 10,000	国庫支出金 135,386		
重点課題対応分 2,500	地方債(通常債) 43,555		
歳出特別枠 1,950	その他 58,252		
投資的経費 113,570			
公債費 125,902			
その他 55,977			

802,308

(資料) 総務省「平成29年度地方財政計画の概要」等より、みずほ総合研究所作成

この財源不足を穴埋めするため、今回はまず、①財源対策債⁴の発行（7,900億円）、②過去に法律等で定められた地方交付税の加算（6,307億円）、③交付税特別会計の剰余金の活用（3,400億円）、④地方公共団体金融機構⁵の準備金の活用（4,000億円）、⑤交付税特別会計借入金償還の地方負担分の一部繰り延べ（1,000億円）、⑥臨時財政対策債の借り換え等（3兆3,802億円）によって5兆6,409億円を措置する。そして、それでも足りない差額の1兆3,301億円については、前年度まで適用されてきた国と地方が折半負担するとのルールを期限更新した上で、⑦国は地方交付税を6,651億円増額し、⑧地方は臨時財政対策債を6,651億円増発することとされた。

以上のような措置を踏まえて、国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れる「入口ベース」の地方交付税は、所得税、法人税、酒税、消費税の法定率分に精算調整を施した14兆1,385億円に上記②及び⑦を加えた15兆4,343億円（前年度比+1.8%）となった。そして、この「入口ベース」の金額に、地方法人税の全額に精算調整を施した6,375億円と上記③及び④を加え、そこから交付税特別会計借入金に係る償還額（4,000億円）と支払利子（820億円）を差し引いた16兆3,298億円（同▲2.2%）が、交付税特別会計を通じて地方公共団体に交付される「出口ベース」の地方交付税の総額として確保された。

この地方財政計画を受けて、各地方公共団体は17年度予算案の策定作業を進め、今年2月後半には都道府県の予算案が出そろった。新聞報道⁶によると、知事選挙を控えて骨格部分のみの予算案となった千葉県と秋田県を除く45都道府県の一般会計総額は49兆9,889億円と前年比2.5%減少し、4年ぶりのマイナスとなった。過去5年連続で伸びてきた地方税収も減少を見込むところが多く、歳出はここ数年の拡大基調から総じて抑制気味になるという。こうした都道府県の予算案の姿と17年度地方財政計画との間にはギャップがあるが、地方財政計画はあくまでも総体としての地方公共団体の標準的な歳出入を国が見積もったものであり、また地方財政計画には市町村の歳出入も含まれていることを踏まえると、両者が整合している必然性は必ずしもない。いずれにしても、都道府県レベルでは予算規模の抑制に向けた取り組みが積極化している様子がうかがえる。

3. 「見える化」データベースを使った分析でみた地方財政の効率性

2020年度のPB黒字化に向けて安倍政権が取り組む経済・財政再生計画においては、地方行財政に関しても様々な改革が進められている。具体的には、①地方行財政に係る基礎データや地域差などの「見える化」の推進と、それによる分析評価の深化、②行政手続きのオンライン化などを通じた行政サービスの効率化、③いわゆる「トップランナー方式⁷」の推進、④「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税について「取り組みの必要度」に応じた算定から「取り組みの成果」に応じた算定へのシフト、⑤インフラの長寿命化や集約化・複合化の推進、などが重点課題となっている。これらのうち「見える化」については、16年7月に内閣府が「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」を開設し、経済や人口、インフラ、地方財政、行財政改革などに係る様々なデータを団体別・時系列に提供するなど、その仕組み作りが相応に進展している。そして今後は、こうした「見える化」された豊富なデータを用いた分析を通じて、客観的な評価に基づいた諸改革につなげていくことが期待されている。

そこで本章では、地域の経済力や人口などの諸要素と地方財政の効率性との関連性を考察するため、

「見える化」データベースに所収されているデータを主に使い、以下の要領で、市町村レベルの地方財政に係る簡単な分析を行うこととする。

同データベースには、14年度決算を最新とする市町村ごとの地方財政関連データが収められている。具体的な項目としては、歳出の総額に加え、総務費、民生費、土木費、教育費などの目的別にみた歳出額や、人件費、扶助費、普通建設事業費などの性質別にみた歳出額のデータが入っている。ここでは、市町村の1人当たり歳出総額及び各歳出費目を被説明変数とする一方、地方財政の効率性との間で関連性があると考えられる要素に係る指標を同データベース等から5項目ほど採取し、それを説明変数として用いた最小二乗法による回帰分析を行う。

今回用いる説明変数は、第一に「生産年齢人口割合」である。ある地域の人口全体に占める働き手の割合が高いほど、福祉関連をはじめとする歳出は抑制されると考えられる。そのため、回帰分析の結果として得られるこの変数の係数については、マイナス（▲）の符号がつくことが想定される。ただ、「見える化」データベースには最新の15年国勢調査に基づく生産年齢人口のデータが収録されていないため、e-Stat（政府統計ポータルサイト）から同国勢調査のデータを別途入手して用いる。

第二の説明変数は、「納税義務者1人当たりの課税対象所得」である。これは、同データベースで経済分野のデータとして所収されているもので、各地域の総合的な経済力を表象する指標として適切と考えられる。地域住民の所得水準が高いほど（≒地域の経済力が強いほど）、産業振興や福祉などに係る歳出は抑制されると考えられるため、この変数について想定される符号条件はマイナスである。

第三の説明変数は、「人口集中地区の人口増減率（10～15年の5年間）」である。人口集中地区とは、市町村のなかで人口密度が特に高い地域⁸のことで、全国でおよそ800の市町に存在する。人口集中地区の人口が増えるほど（≒コンパクトシティ化が進むほど）、一般的には都市機能が効率化し、行政サービスの提供コストも低下することが期待されるため、この変数の符号条件はマイナスと想定される。ただ、同データベースには人口集中地区のデータが収録されていないため、e-Statから15年国勢調査に基づく人口集中地区のデータを入手した。

第四の説明変数は、同データベースで社会基盤に係るデータとして収録されている「非水洗化人口割合」である。この指標に代表されるような、基礎的インフラが十分に行き届いていない山間へき地などに住む人口の割合が高いほど、行政サービスコストがかさむと考えるのが自然であり、想定される符号条件はプラス（+）となる。

最後に、第五の説明変数として「歳出改革指標」を用いる。これは、同データベースの「地方行財政改革」という分類項目に収められている「民間委託の実施状況」「（決算における）複式簿記の導入状況」「（行政事務における）クラウドの導入状況」などの指標を総合化したものであり、行財政改革に前向きに取り組んでいるほど高い数値となる。行財政改革に積極的な地方公共団体ほど行財政の効率化が進むと考えられるので、ここではマイナスの符号条件を想定する。

なお、今回の分析では、全国に約1,700ある市町村のなかで人口集中地域が存在するところのみを対象にするとともに、東日本大震災で大きな被害を受けた福島、宮城、岩手の各県にある市町村をサンプルから除いた（サンプル数719）。

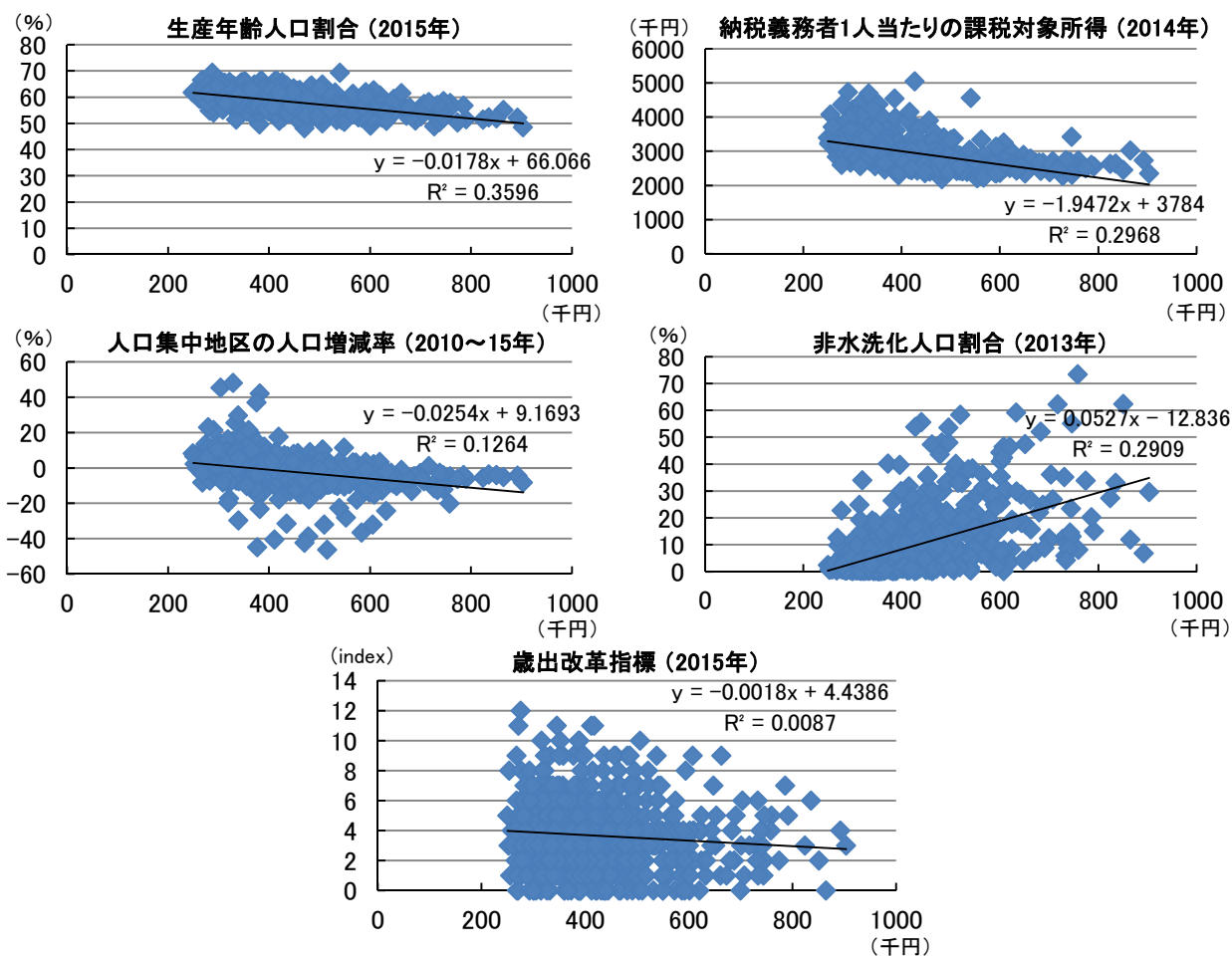
以上5つの説明変数それぞれについて、市町村の1人当たり歳出との相関関係を線形単回帰分析によって示したのが図表3である。「生産年齢人口割合」「納税義務者1人当たりの課税対象所得」

「人口集中地区の人口増減率」「非水洗化人口割合」の4変数については、決定係数に差があるものの、符号条件は前述の想定通りとなった。一方、「歳出改革指標」については、決定係数が極端に小さく、1人当たり歳出との相関性を見出しにくい結果であった。

続いて、5つの説明変数の全てを用いて、市町村の1人当たり歳出（歳出総額、目的別歳出、性質別歳出）を被説明変数とする重回帰分析を行った結果をまとめたのが図表4である。「歳出総額」に関する分析結果をみると、5つの説明変数全てが1%水準ないしは5%水準で有意となった。ただ、「歳出改革指標」の係数の符号が想定とは逆のプラスとなった。これは解釈が悩ましいところだが、この指標が2015年のものであるため、歳出抑制という形での改革効果が実態として顕現化していない可能性や、歳出規模が大きい地方公共団体であるからこそ改革に前向きに取り組まざるを得ないという逆の因果関係を示している可能性があるものと思われる。

次に、目的別あるいは性質別の歳出費目に関する分析結果をみてみると、総じて決定係数が小さく、推計式自体の説明力はそれほど高くないものとなった。そうした中、老人福祉費については、決定係数が0.674と相対的に高く、「歳出改革指標」を除く4つの説明変数が1%水準で有意となった。

図表3 市町村の1人当たり歳出（2014年）に関する単回帰分析の結果



(注) 図中のラインは近似曲線。R²は決定係数。

(資料) 内閣府「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等より、みずほ総合研究所作成

また、総務費（全般的な管理事務や企画調整などに係る経費）については、先ほどみた歳出総額とは違い、「歳出改革指標」との間で有意なマイナスの相関を持つという結果が得られた。一部の行政事務に関してはICT化や民間委託等による効果が早く現れている可能性を示唆しているといえよう。

図表4 市町村の1人当たり歳出（2014年）に関する重回帰分析の結果

	歳出総額	目的別にみた歳出					
		総務費	民生費	社会福祉費	老人福祉費	衛生費	農林水産業費
生産年齢人口割合 (2015年)	-10.802 *** (-8.339)	-1.181 *** (-3.969)	-1.648 *** (-3.977)	-0.555 *** (-4.349)	-1.595 *** (-19.036)	-1.616 *** (-7.047)	-0.680 *** (-4.595)
課税対象所得 (納税義務者1人当たり、2014年)	-0.056 *** (-5.328)	-0.006 ** (-2.534)	-0.006 * (-1.784)	-0.003 *** (-2.910)	-0.002 *** (-2.823)	0.001 (0.680)	-0.009 *** (-7.734)
人口集中地区の人口増減率 (2010～15年)	-1.094 ** (-2.528)	-0.193 * (-1.943)	-0.239 * (-1.724)	-0.116 *** (-2.728)	-0.094 *** (-3.346)	-0.220 *** (-2.871)	0.031 (0.627)
非水洗化人口割合 (2013年)	2.575 *** (7.376)	0.508 *** (6.334)	0.610 *** (5.461)	0.194 *** (5.627)	0.209 *** (9.257)	0.338 *** (5.476)	0.314 *** (7.878)
歳出改革指標 (2015年)	3.092 ** (2.140)	-0.758 ** (-2.284)	0.753 (1.630)	-0.192 (-1.351)	-0.013 (-0.141)	0.037 (0.144)	-0.039 (-0.234)
自由度修正済み決定係数	0.455	0.258	0.190	0.264	0.674	0.250	0.407
標準誤差	84.884	19.502	27.153	8.365	5.490	15.025	9.699
有意F	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
サンプル数	719	719	719	719	719	719	719

	目的別にみた歳出(続き)				性質別にみた歳出		
	商工費	土木費	教育費	公債費	人件費	扶助費	普通建設事業費
生産年齢人口割合 (2015年)	-0.701 *** (-4.252)	-0.793 *** (-2.677)	-0.420 (-1.471)	-1.692 *** (-5.403)	-1.131 *** (-4.517)	0.315 (0.871)	-1.019 ** (-1.973)
課税対象所得 (納税義務者1人当たり、2014年)	-0.008 *** (-5.780)	-0.008 *** (-3.509)	-0.006 ** (-2.444)	-0.013 *** (-5.281)	-0.005 ** (-2.563)	-0.004 (-1.534)	-0.023 *** (-5.473)
人口集中地区の人口増減率 (2010～15年)	-0.057 (-1.038)	-0.119 (-1.201)	-0.086 (-0.896)	0.141 (1.349)	0.108 (1.286)	0.001 (0.007)	0.253 (1.464)
非水洗化人口割合 (2013年)	-0.072 (-1.622)	0.140 * (1.751)	0.231 *** (2.994)	0.045 (0.528)	0.083 (1.227)	0.291 *** (2.988)	0.220 (1.583)
歳出改革指標 (2015年)	0.916 *** (4.978)	1.306 *** (3.954)	-0.105 (-0.328)	0.009 (0.026)	-0.041 (-0.148)	-0.564 (-1.400)	0.342 (0.594)
自由度修正済み決定係数	0.158	0.110	0.080	0.188	0.103	0.027	0.117
標準誤差	10.810	19.410	18.729	20.520	16.412	23.666	33.847
有意F	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
サンプル数	719	719	719	719	719	719	719

(注) 1. () 内はt値。

2. * は10%水準、** は5%水準、*** は1%水準で有意であることを示す。

(資料) 内閣府「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等より、みずほ総合研究所作成

4. おわりに

改めて前章の分析結果を簡単にまとめると、働き手の割合が高い地域ほど、経済力が強い地域ほど、また人口の集中化（コンパクトシティ化）が進んでいる地域ほど、地方財政における歳出の効率性が高いことが示唆された。また、民間委託やクラウド化の推進といった地方行財政改革についても、行政事務コストの効率化という側面では比較的迅速な効果を期待できるという解釈が成り立ち得る結果も得られた。

説明変数として今回取り上げた諸要素のなかで、コンパクトシティ化について付言すると、単に都市政策としてだけではなく、医療・介護施設の効率的な立地や公共インフラの集約化、さらには商業機能の活性化といった他の施策との相乗効果を図るため、省庁横断的な支援を講じることが近年重要視されている。中長期的な地方財政の効率化に資する可能性が高いと考えられるこうした取り組みは、より強力に推し進められることが期待される。

今回の分析を手始めとして、今後は、地方公共団体を人口規模別に切り分けた分析などを通じ、地方の行財政改革にとってより有益となり得るような検証・考察を試みることにしたい。

一方、本稿の前半で述べた地方財政計画については、政府が現在進めている経済・財政一体改革による効果が全体としてどの程度発現し、同計画にどの程度反映されているのかが掴めないもどかしさを感じた。個別の改革それぞれがもたらす「ミクロ的」な効果と、国・地方のPB黒字化を目指すという「マクロ的」な目標の間を橋渡しするためにも、例えば地方財政計画に反映された改革効果の全体額を示すなどの「見える化」が今後必要になってくると言えよう。

¹ 不交付団体水準超経費とは、地方交付税の不交付団体（税収等が多いため国からの地方交付税を受け入れていない地方公共団体）における標準的行政水準を超える必要経費として、地方財政計画の歳出のみに計上されているものである。この経費を計上しないと、不交付団体の歳入が交付団体の歳入として使われるという実際にはあり得ないことを容認してしまうため、歳出の方にだけ計上している。

² 臨時財政対策債とは、地方の一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債であり、2001年度から発行されている。その発行額に係る元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入する（＝元利償還は国が負担する）こととされている。

³ 地方交付税法第6条の3第2項の規定では、地方交付税の原資となる国税収入の法定率分（所得税の33.1%、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額）が、必要な地方交付税の総額と比べて著しく異なる場合には、「地方行財政の制度改革」もしくは「法定率の変更」を講ずることとなっている。1996年度以降、この規定に該当する財源不足が続いているが、国の財政状況も厳しいなかで法定率の引き上げは困難という理由により、地方行財政の制度改革を含む地方の財源確保策が毎年度講じられている。

⁴ 財源対策債とは、地方の財源不足を補てんするため、臨時的な起債充当率の引き上げにより発行する地方債で、公共施設等の建設経費に充てられる。

⁵ 地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資により設立された「地方共同法人」であり、地方公共団体に対する長期・低利の貸付等を行っている。

⁶ 日本経済新聞（2017年2月23日）、静岡新聞（2017年2月22日）等。

⁷ トップランナー方式とは、地方交付税の基準財政需要額の算定基礎となる単位費用について、合理化が進んだ地方公共団体の経費水準を反映させる仕組みである。民間委託や情報システムのクラウド化といった地方公共団体による工夫が可能な業務が対象とされ、16年度には、学校用務員事務や施設管理、道路の維持補修など16業務で導入された。そして、これによる16年度の基準財政需要額の減少額は441億円（都道府県136億円、市町村305億円）であった。続く17年度には、新たに公立大学運営と青少年教育施設管理の2業務にトップランナー方式が導入され、計18業務の改革効果額は概算で470億円程度になると見込まれている。

⁸ 人口集中地区の設定基準については、人口密度が1km²につき4,000人以上あり、そのような調査区が市区町村内で互いに隣接し、その合計が5,000人以上となる地域を構成する場合に、これを一つの人口集中地区として区画することと定められている。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。